

特許法29条の2における発明の実質同一の判断

特許第2委員会
第3小委員会*

抄 録 特許法29条の2における実質同一の判断に関し、審査基準では、本願発明の発明特定事項と先願明細書等に記載の発明特定事項とに相違がある場合であっても、それが課題解決のための具体化手段における微差（周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等であって、新たな効果を奏するものではないもの）である場合は、両者は実質同一であるとされている。しかし、本願発明と先願明細書等の相違点は事例毎に様々であり、実務上、実質同一の判断は迷うことが多い。そこで、本稿では、裁判例を相違点の類型毎に検討し、実質同一の判断において実務者が留意すべき点について提言する。

目 次

1. はじめに
2. 審査基準における発明の実質同一の判断
3. 裁判例の調査と分析
 3. 1 調査対象
 3. 2 調査した裁判例の概要
 3. 3 裁判所の判断についての分析
 3. 4 分析結果
4. 個別事例の紹介
 4. 1 「新規分岐グルカン並びにその製造方法および用途」事件（知財高判平成26年4月16日（平成25年（行ケ）第10125号））
 4. 2 「餅」事件（知財高判平成26年4月9日（平成25年（行ケ）第10282号））
 4. 3 「スロットマシン」事件（知財高判平成19年9月12日（平成18年（行ケ）第10533号））
 4. 4 「サイクリック自動通信による電子配線システム」事件（知財高判平成19年2月6日（平成18年（行ケ）第10152号））
5. 実務者への提言
6. おわりに

1. はじめに

特許法29条の2では、「特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用

新案登録出願…の願書に最初に添付した明細書…に記載された発明又は考案…と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。」と条文上規定されている。審査基準¹⁾によると、この規定の趣旨は、「明細書又は図面に記載されている発明は、特許請求の範囲以外に記載されていても、特許掲載公報の発行又は出願公開により一般にその内容は公表される。したがって、たとえ先願の特許掲載公報の発行又は出願公開前に出願された後願であっても、その発明が先願の明細書又は図面に記載された発明と同一である場合には、特許掲載公報の発行又は出願公開をしても新しい技術を何ら公開するものではない。このような発明に特許を付与することは、新しい発明の公表の代償として発明を保護しようとする特許制度の趣旨からみて妥当ではないので、後願を拒絶すべきものとした。」とされている。

この規定における「同一」は、本願発明と先願明細書等に記載の発明とが実質同一であるか

* 2014年度 The Third Subcommittee, The Second Patent Committee

否かを含んで判断されるため、実質同一の範囲を把握することは、実務において重要である。そのため、特許法29条の2における実質同一の範囲について種々の視点から論じられてきた。

例えば、「ヘキサアミン化合物」事件²⁾について、化学物質の発明に特有のものという前提で、技術常識や周知技術の参酌を厳しく制限しているとの指摘³⁾がある。

また、「多層配線基板の製造方法」事件⁴⁾について、本願の主要な部分であるシートによる転写の記載が先願明細書にあり、これを一括硬化することについて周知技術で補完することが論理構成として適切であると判断されているとの指摘⁵⁾がある。

さらに、「太陽電池用平角導体及びその製造方法並びに太陽電池用リード線」事件⁶⁾について、過去の他の判例、および審査基準の内容とも整合していると考えられることを前提として、判決の中で、普段であれば進歩性の判断に用いる観点である「適宜決定されるべき設計事項」という用語が飛び出したものの、これまでの通例である検討項目と異なる基準を導入しようとする意図はないものと思われるとの指摘⁷⁾がある。

これらの指摘は、他の関連裁判例を参照しつつも、主に個別の裁判例についての分析にとどまっている。

そこで、本稿では、「先願明細書等に記載の発明」と「本願発明」との間に相違点がある場合の実質同一の範囲を把握するため、特許法29条の2の実質同一が争点となった裁判例について、相違点について、発明の構成の開示の類型及び課題や作用効果により示される技術的意義の類型が、実質同一の判断にどのように影響を及ぼすかについて、分析および検討を行う。さらに、これらの検討結果に基づき、特許法29条の2の実質同一の判断において実務者が留意すべき点について提言する。

本稿執筆は、2014年度特許第2委員会の下萩原勉委員長（日立製作所）、田中修委員長代理（リコー）、同第3小委員会の林雅明小委員長（オムロンオートモーティブエレクトロニクス）、松下和正小委員長補佐（キヤノン）、今村啓太（大日本印刷）、梅木幸二（高砂熱学工業）、亀井晃（日本電気）、家守啓（大王製紙）、高田俊佑（大塚製薬工場）、中城伸介（豊田合成）、中村雄介（本田技研工業）、松井佑実子（クラレ）、吉田典隆（カネカ）によるものである。

2. 審査基準における発明の実質同一の判断

審査基準⁸⁾には、特許法29条の2について、次のように記載されている。

特許法29条の2の「他の特許出願又は実用新案登録出願（以下、「他の出願」という。）」の「願書に最初に添付した明細書…に記載された発明又は考案」とは、「他の出願の当初明細書等に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から把握される発明又は考案」と定義されている。

ここで、「記載されているに等しい事項」とは、「記載されている事項から他の出願の出願時における技術常識を参酌することにより導き出せるもの」とされ、「技術常識」とは、「当業者に一般的に知られている技術（周知技術、慣用技術も含む）、又は経験則から明らかな事項」と定義されている。

そして、特許法29条の2における実質同一の判断は、まず、本願発明と先願（他の出願）の当初明細書等に記載された発明又は考案を認定した上で、これらの対比により一致点・相違点を認定することにより行われる。

この結果、「対比した結果、請求項に係る発明の発明特定事項と引用発明特定事項（執筆者注：他の出願の発明特定事項）とに相違点がない場合は、請求項に係る発明と引用発明とは同

一である。」と判断される。

一方で、「請求項に係る発明の発明特定事項と引用発明特定事項とに相違がある場合であっても、それが課題解決のための具体化手段における微差（周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等であって、新たな効果を奏するものではないもの）である場合（実質同一）は同一とする。」と判断される。

以上のように、審査基準によれば、相違点が課題解決のための具体化手段における微差であれば、実質同一としている。そこで、次章では、この観点を前提に、裁判所の判断について分析する。

3. 裁判例の調査と分析

3.1 調査対象

以下の条件で、関連する裁判例を抽出した。

・抽出条件

裁判所の裁判例情報：知的財産裁判例

裁判年月日期間指定：平成16年4月1日～平成26年7月28日

権利種別：特許権

訴訟類型：行政訴訟

全文：キーワード「29条の2」又は「拡大先願」を含む

抽出日：平成26年7月28日

3.2 調査した裁判例の概要

以上の条件で抽出された件数は81件であった。このうち、特許法29条の2が争点となっ

ている拒絶査定に関する審決取消訴訟および特許無効審判に係る審決取消訴訟57件について分析し、表1にまとめた。

表1に示すように、特許法29条の2を争点とした裁判例のうち、拒絶査定不服審判に関する取消訴訟件数は21件であり、無効審判に関する取消訴訟件数は36件であった。

いずれの訴訟も、審決取消率は同じ割合の14%であった。一方、特許法29条の2に違反する割合については、拒絶査定不服審判は86%であり、無効審判では39%であった。

3.3 裁判所の判断についての分析

特許法29条の2が争点になっている57件の裁判例について、実質同一に関する裁判所の判断を分析したところ、(1)先願明細書等に本願発明の構成の開示があるか否かについての判断に加えて、(2)本願発明と先願明細書等に記載の発明の相違点に関する技術的意義の同一性についての判断を行っている裁判例が多かった。一方、技術的意義の同一性について判断していない裁判例もあった。

そこで、上記2点に関して、以下の通り類型化し詳細に検討した。

(1)先願明細書等に本願発明の構成の開示があるか否か

- ・構成の開示あり
- ・構成の開示なしで、異なる構成の開示もない
- ・構成の開示なしで、異なる構成の開示がある

表1 特許法29条の2に関する取消訴訟の件数比較

	判決件数	審決取消件数	審決取消率	特許法29条の2に違反する件数	特許法29条の2に違反する率
拒絶査定不服審判	21	3	14%	18	86%
無効審判	36	5	14%	14	39%
合計	57	8		32	

(2) 本願発明と先願明細書等に記載の発明の相違点に関する技術的意義の同一性があるか否か

- ・技術的意義の同一性あり、又は、技術的意義は周知である
- ・技術的意義の同一性なし、かつ、技術的意義は周知ではない
- ・裁判所が判断していない

検討において、先願明細書等に本願発明の構成の開示があるかないかについては、判決文中の「裁判所の判断」の欄の記載に基づいて分類した。

また、先願明細書等に本願発明の構成の開示がない場合において、「異なる構成の開示がない」と「異なる構成の開示がある」との分類は、本願発明の構成に対して置換要素となり得る同位概念の構成の記載が先願明細書等にある場合は「異なる構成の開示がある」とし、これに該当しない場合には「異なる構成の開示がない」とした。なお、「異なる構成の開示がない」に分類される例としては、置換要素となり得る同位概念の構成の記載はないが、置換要素となり得る構成の上位概念の記載がある場合や、そもそも置換要素となり得る構成の上位概念の記載自体もない場合がある。

さらに、「技術的意義」とは、判決文中の「裁判所の判断」の欄において、構成の相違点に関連して言及されている課題や作用効果のことである。

また、「技術的意義は周知である／周知ではない」については、判決文中の「裁判所の判断」の欄において、構成の相違点に関連する課題や作用効果について周知である等と言及されている記載に基づいて分類した。

3. 4 分析結果

以上の観点で、裁判例57件について、争点となった相違点について分類した件数を、表2に

示す。なお、一つの裁判例において、争点となった相違点が複数存在している裁判例があり、表2は裁判例ののべ件数を示している。そして、表2の「実質同一」は、争点となった相違点に関する裁判所の判断である。また、表2の「SA1」、「SA2」等の記号は、表2において説明する欄を特定するために記載している。

表2に示す通り、先願明細書等に本願発明の構成の開示がある場合(SA1, SA2, SB1, SB2, SC1, SC2)には、技術的意義の同一性に関わらず、全ての裁判例において本願発明と先願明細書等に記載の事項は実質同一であると判断されている。なお、実質同一であるかどうかを争った上で判断された結果であるため「実質同一である」としているが、この場合においては結果的には「同一である」と判断されていることになる。

一方、先願明細書等に本願発明とは異なる構成の開示がある場合(DA1, DA2, DB1, DB2, DC1, DC2)には、全ての裁判例において両者は実質同一ではないと判断されている。中には、本願発明と先願明細書等に記載の発明との技術的意義の同一性について判断するまでもなく、両者は実質同一ではないと言及している裁判例もあった。このうち、実質同一ではないと判断された裁判例(DC2)のうち二例を次章で紹介する。

さらに、先願明細書等に本願発明の構成と異なる構成の開示がない場合であって、技術的意義の同一性があるとき、又は技術的意義が周知であるとき(LA1, LA2)には、両者は実質同一であると判断されている。このような裁判例(LA1)の一例を次章で紹介する。

そして、本願発明と先願明細書等に記載の発明との技術的意義の同一性がなく、技術的意義は周知でないとき(LB1, LB2)、又は技術的意義について判断がされていないとき(LC1, LC2)には、判断が分かれるものの、両者は実

表2 構成の開示と技術的意義の同一性に関する裁判例ののべ件数

先願明細書に本願 発明の構成の開示	実質同一	本願発明と先願明細書の相違点に関する 技術的意義の同一性についての裁判所の判断						計	
		同一性あり, ま たは技術的意義 は周知である		同一性なし, か つ技術的意義は 周知ではない		判断していない			
あり	YES	(SA1)	12	(SB1)	6	(SC1)	8	26	
	NO	(SA2)	0	(SB2)	0	(SC2)	0	0	
なし	異なる構成の 開示がない	YES	(LA1)	25	(LB1)	1	(LC1)	1	27
		NO	(LA2)	0	(LB2)	8	(LC2)	6	14
	異なる構成の 開示がある	YES	(DA1)	0	(DB1)	0	(DC1)	0	0
		NO	(DA2)	1	(DB2)	14	(DC2)	11	26

質同一ではないと判断される傾向にあることが分かった。このうち、実質同一ではないと判断された裁判例 (LB2) の一例を次章で紹介する。なお、先願明細書等に本願発明について異なる構成の開示がなく、かつ技術的意義の同一性もないが、実質同一であると判断されている裁判例 (LB1)⁹⁾ では、本願発明と先願明細書に記載の発明は、課題解決手段は同一ではないとしつつも、先願明細書に記載の発明に技術常識に照らして自明の事項を適用して把握される発明は、本願発明と実質同一であると判断された。また、技術的意義について判断されるまでもなく実質同一であると判断されている裁判例 (LC1)¹⁰⁾ では、本願発明についての「2つの構成に分説して判断したことの判断手法の誤り」および「先願発明の認定の誤り」が争点となり、原告の主張が採用されなかった。このため、技術的意義については争われておらず、判断がされなかった。

4. 個別事例の紹介

4. 1 「新規分岐グルカン並びにその製造方法および用途」事件(知財高判平成26年4月16日(平成25年(行ケ)第10125号))

本事件は、先願明細書等に本願発明の開示が

なく、先願明細書等に本願発明の構成とは異なる構成の開示があると認定され、本願発明と先願明細書等に記載の発明との技術的意義の同一性について判断するまでもなく、本願発明と先願明細書等に記載の発明とは実質同一ではないと判断された裁判例 (DC2) である。

この事件では、「糖転移作用を有する酵素がアスペルギルス・ニガー (*Aspergillus niger*) 又はアクレモニウム・エスピー (*Acremonium sp.*) 由来の α -グルコシダーゼである」本件訂正発明4と、「バチルス・サーキュランスPP710由来 α -グルコシル転移酵素が用いられる」先願発明1との同一性について争われた。

裁判所は、「先願明細書において開示されているのは、バチルス・サーキュランスPP710及びアルスロバクター・グロビホルミスPP349に由来の α -グルコシル転移酵素のみ…、これらは、…本件訂正発明4で用いる、従来から広く知られていたアスペルギルス・ニガー及びアクレモニウム・エスピー由来の α -グルコシダーゼとは一線を画するものである。」として、先願明細書には本件訂正発明4とは異なる構成が開示されているとした。

また、裁判所は、「原告は、本件訂正発明4のアスペルギルス・ニガー由来の α -グルコシダーゼを用いた場合と、先願発明1のバチル

ス・サーキュランスPP710を用いた場合とで、得られる a -グルカンに差異はなく、また、本件明細書の段落【0013】には、非還元末端に分岐構造を有する重合度が11~35程度のグルカンであれば、高い耐老化性を有するとともに、風味改善や食感の改善等に極めて有効であることが記載されているのだから、 a -グルコシダーゼを置換することで非還元末端以外の分岐構造に変化が生じたとしても、本件明細書に記載された効果においても差異がないなどと主張する。しかし、本件訂正発明4と先願発明1はともに物を製造する方法の発明であるから、両者の同一性を判断するには、当該方法の技術的内容の異同を判断しなければならず、また、これをもって足りるというべきである。…先願発明1の構成を本件訂正発明4の構成に置換した場合の効果の差の有無を論じることに意味はなく、上記主張は採用できない。」として、本件訂正発明4と先願発明1とは実質同一ではないと判断した。

4. 2 「餅」事件(知財高判平成26年4月9日(平成25年(行ケ)第10282号))

本事件も、先願明細書に本願発明の開示がなく、先願明細書に本願発明の構成とは異なる構成の開示があると認定され、本願発明と先願明細書の技術的意義の同一性について判断するまでもなく、本願発明と先願明細書に記載された発明とは実質同一ではないと判断された裁判例(DC2)である。

この事件では、「載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に」[切り込み部又は溝部を設け](構成要件B)ている本件発明1と、「立直側面ではなくこの小片餅体の上側表面部及び下側表面部に切り込み部を設け」(構成要件b')ている先願発明との同一性について争われた。

裁判所は、「本件発明1と先願発明とは、少

なくとも、切り込みが設けられる位置の点で相違するものであるから、本件発明1が先願発明と同一であるということとはできない。」として、本願発明1には本件発明1とは異なる構成が開示されているとした。

また、裁判所は「原告は、本件発明1は…先願発明と切り込みを設ける部位を変えただけのものであり、切り込みを設ける部位を変えても、両者の奏する作用効果に相違がないから、構成要件Bと構成要件b'は同一であると主張する。しかし、…本件発明1と、先願発明との切り込みを設ける部位の相違を無視して、本件発明1が先願発明と実質的に同一であるということとはできないから、原告の主張は採用できない。」として、先願明細書に記載された発明と本件発明1とは実質同一ではないと判断した。

4. 3 「スロットマシン」事件(知財高判平成19年9月12日(平成18年(行ケ)第10533号))

本事件は、先願明細書に本願発明の開示がなく、異なる構成の開示もないと認定され、そして技術的意義は周知のものであると判断された上で、本願発明は先願明細書に記載された発明と実質同一であると判断された裁判例(LA1)である。

この事件では、「メダルの払い出しが伴わない図柄の組合せ」について、本願発明(判決文中では本件訂正発明)が、「一の組合せである特別図柄の組合せと、他の一の組合せであるリプレイの図柄の組合せと」があるのに対し、先願明細書に記載された発明(判決文中では先願発明)では、一の組合せである特別図柄の組合せはあるものの、他の一の組合せであるリプレイの図柄の組合せがあるのか否か定かではなく、本願発明が先願明細書に記載された発明と実質同一であるか否かが争われた。

裁判所は、相違点の技術的意義について検討

を行い、「先願発明では…期待値を一定に保持したまま特別ゲームを頻繁に出現させるという構成を採用しているのに対し、本件訂正発明では…いわゆる期待値を所定の範囲内におさめることができるようにしている。したがって、先願発明と本件訂正発明とは、課題及び解決手段において共通し、差異はないといえる。」として、先願明細書に記載された発明と本願発明との間で技術的意義の同一性があるとした。

また、「先願明細書には、停止した図柄の組み合わせが予め定められたリプレイの図柄の組み合わせである場合に、メダルを払い出すことなく再遊技を行わせる機能を有することは明示的に記載されていない。」として、先願明細書には相違点に関連する構成の開示がなく、異なる構成の開示もないとした。

その上で、「証拠（甲2，4～6）及び弁論の全趣旨によれば、先願に係る特許出願がされた当時に、スロットマシンにおいて、停止した図柄の組み合わせが予め定められたリプレイの図柄の組み合わせである場合に、メダルを払い出すことなく再遊技を行わせる機能を持たせることは、従来から当業者に広く知られた周知技術であったのみでなく、我が国におけるスロットマシンの市場では、「リプレイ」の機能を搭載することが当然の前提とされていたことが認められるから、先願発明がかかる機能を搭載することに技術的な妨げはないと解される。」として、本願発明は先願明細書に記載された発明と実質同一であると判断した。

4. 4 「サイクリック自動通信による電子配線システム」事件(知財高判平成19年2月6日(平成18年(行ケ)第10152号))

本事件は、先願明細書に本願発明の開示がなく、異なる構成の開示もないと認定され、そして本願発明と先願明細書の技術的意義の同一性がないと判断された上で、本願発明と先願明細

書に記載された発明とは実質同一ではないと判断された裁判例(LB2)である。

この事件では、本願発明の「伝送データを一括して送信する」構成について、技術常識(甲2等)を参酌することで先願明細書に記載された発明(甲第1号証)と実質同一か否かが争われた。

裁判所は、甲第1号証に記載された発明を「ACK信号の返送があったことを確認して、次の1個の入出力ポートのデータを順次送信することにより、受信応答確認方式でデータ送受信を行う構成を採用しているもの」と認定し、「甲第1号証には、…複数の入出力ポートのデータが一括して送信された後にACK信号も一括して返送されるという手順を採ることについては、これを示唆する記載は見当たらない。」として、先願明細書には本願発明に関連する構成の開示がなく、また異なる構成の開示もないとした。

一方、原告は、甲2公報を用いて、データを一括して送信することが公知であったことを主張したが、裁判所は、「複数の入出力ポートについて一括して伝送データが送信されてからその受信応答確認としてACK信号が返送されるという手順を採るとすれば、…制御が複雑化し、通信の高速化という目的に反することとなりかねないことは明らかである。」として、本願発明と技術常識を参酌した先願明細書との間で技術的意義の同一性がないとした。

また、「確かに、原告の指摘する甲2公報の記載等を考慮すれば、…一括して伝送データが送信された直後にその受信応答確認としてACK信号を返送する、という通信手順も本件出願時(平成8年6月9日)に周知ないし公知であったことがうかがわれ、当該通信手順を甲第1号証記載の技術に適用することも当業者が容易に想到できる程度のことであるかもしれない。しかし、そうであるとしても、当該通信手

順を甲第1号証記載の技術に適用したものは、甲第1号証記載の技術とは別個の発明なのであって、甲第1号証自体に記載されているに等しい事項又は甲第1号証の記載から自明な事項であるとまでいうことはできない。」と認定し、本願発明と先願明細書に記載された発明とは実質同一ではないと判断した。

5. 実務者への提言

以上の検討を通じて、本願発明と先願明細書等に記載の発明との相違点について、本願発明と異なる構成の開示がある場合は、異なる構成についての技術的意義の異同にかかわらず、実質同一ではないと判断される可能性が高いことが分かった。また、本願発明の構成について、先願明細書等に異なる構成の開示がない場合であって、かかる構成についての技術的意義が同一又は周知でなければ、実質同一ではないと判断される可能性が高いことが分かった。これらの理由としては、本願発明は先願明細書等に開示されていない技術的意義が異なる新しい技術を公開した発明であるといえるためと推測される。

一方、開示のない構成について、技術的意義が同一又は周知であれば、実質同一であると判

断される可能性が高いことが分かった。

これらの分析に基づいて、先願明細書等に記載の発明と本願発明の構成との間に相違点がある場合の典型的な判断を図1に示す。

特許権者（出願人）側は、まず、本願発明の構成に関し、先願明細書等に異なる構成の開示があるか否かを確認する。異なる構成の開示がある場合には、前述の「新規分岐グルカン並びにその製造方法および用途」事件で紹介したように、先願明細書等に記載の発明との実質同一の判断をするには発明の技術的内容の異同を判断することが重要であるため、両者の構成が異なる旨を主張することで、実質同一ではない、すなわち、特許法29条の2で拒絶（無効）とならない可能性が高いと考えられる。

そして、相違点について、異なる構成の開示がない場合には、前述の「サイクリック自動通信による電子配線システム」事件で紹介したように、その相違点に関し、先願明細書等に記載の発明から自明な事項ではなく、技術的意義が同一ではない又は周知ではないと主張することが、実質同一とならない有効な手段となる。

一方、無効審判請求人は、先願明細書等に本願発明の構成の開示がない場合には、前述の「スロットマシン」事件で紹介したように、その相

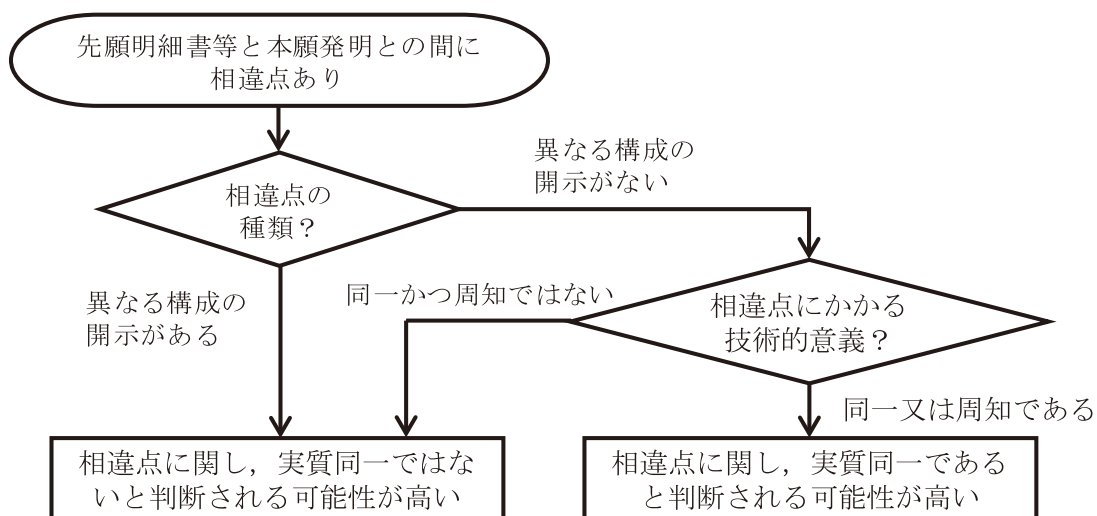


図1 相違点がある場合の実質同一の判断

違点に関し、先願明細書等に記載の発明において当然に前提とされる事項であり、課題及び解決手段において共通し、差異はないと主張すること、すなわち、技術的意義が同一である、又は相違点に関する技術的意義が周知であると主張することが、実質同一である、すなわち、特許法29条の2で無効であると認められる有効な手段であると考えられる。

6. おわりに

特許法29条の2の拒絶理由は、出願人にとって、出願前に検討することができないものである。一方で、無効審判において特許法29条の2の無効理由で引用されている特許文献は、無効審判請求人にとって、膨大な先行技術文献調査を経てようやく見つけた特許文献の一つである場合が多いと思われる。

いずれの立場となるにせよ、特許法29条の2に接した場合、本願発明と先願明細書等に記載の発明に記載された事項とがどこまでの範囲が実質同一なのかというのは、実際には悩ましい問題である。本稿が、出願人（特許権者）側、

無効審判請求人側のそれぞれにとって、その判断の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 特許庁, 「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第3章
- 2) 知財高判平成21年11月11日 (平成20年(行ケ)第10483号)
- 3) 黒田敏朗, 「29条の2における発明の同一性の判断」, 知財管理, Vol.60, No.11, pp.1861-1870 (2010)
- 4) 知財高判平成18年5月31日 (平成17年(行ケ)第10681号)
- 5) 石川洋一, 「特許法29条の2の発明の同一性判断における技術常識の参酌」, パテント, Vol.61, No.11, pp.22-32 (2008)
- 6) 知財高判平成25年9月19日 (平成24年(行ケ)第10433号)
- 7) 植木久彦, 「特許法第29条の2における実質同一」, 知財管理, Vol.64, No.6, pp.895-907 (2014)
- 8) 特許庁, 前掲注1)
- 9) 知財高判平成19年11月29日 (平成19年(行ケ)10022号)
- 10) 知財高判平成18年9月12日 (平成17年(行ケ)10778号)

(原稿受領日 2015年5月21日)